

毎週火、金曜日発行（但休日に行わぬときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◇規 則 鳥取県行政組織規程の一部改正

◇規 則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十二年二月一日

鳥取県知事

遠 藤

茂

◇鳥取県規則第五号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次第二章第一節節名中「公室及び」を削る。

第三条第一号を次のように改める。

一 本庁内部部局

鳥取県部局設置条例（昭和二十八年一月鳥取県条例

第二号）により設けられた部、部の下の課及び局、

秘書課並びに課及び局の下の係等をいう。

第二章第一節節名中「公室及び」を削る。第五条を次のように改める。

（部制）

第五条 法第一百五十八条第一項の規定に基き、知事の権限に属する事務を分掌させるため、鳥取県部局設置条例により設けられた部及びその分掌事務は、次のとおりである。

総務部

一 職員 の進退及び身分に関する事項

二 議会及び県の行政一般に関する事項

三 重要施策の企画に関する事項

- 四 県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項
 - 五 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
 - 六 統計、広報、条例の立案、その他他部の主管に属しない事項
- 厚生労働部
- 一 社会福祉に関する事項
 - 二 社会保障に関する事項
 - 三 保健衛生に関する事項
 - 四 保健所に関する事項
 - 五 労働に関する事項
- 経済部
- 一 農業、工業、商業、林業及び水産業に関する事項
 - 二 農地関係の調整に関する事項
 - 三 開拓及び入植に関する事項
 - 四 物資の配給及び物価の統制に関する事項
 - 五 計量及び高圧ガス等の取締に関する事項
 - 六 観光に関する事項

- 土木部
- 一 道路及び河川に関する事項
 - 二 都市計画に関する事項
 - 三 住宅及び建築に関する事項
 - 四 港湾その他土木に関する事項
- 第六条を次のように改める。
- (課、係等の設置)
- 第六条 知事に直属して、秘書的業務を処理させるため秘書課を置き、課の事務を分掌させるため庶務係及び秘書係を置く。
- 2 鳥取県部局設置条例により設けられた部の下に、次の上欄に掲げる課及び局を置き、課及び局の事務を分掌させるため、それぞれ下欄に掲げる係及び室を置く。
- 一 総務部
 - 総務課
 - 庶務係、法制係、文書係、業務係、渉外労務係、監理文教係

- 企画広報課
 - 庶務係、企画係、行政調査係、開発係、広報係
- 人事課
 - 庶務係、人事係、給与係、厚生係
- 財政課
 - 庶務係、予算係、税制係
- 会計課
 - 庶務係、収支係、集中経理係、審査係、用度係、国費係
- 地方課
 - 庶務係、行政係、財政係、税務係、消防係
- 統計課
 - 庶務係、調査係、産業係、生活統計係、資料係

二 厚生労働部

- 厚生援護課
 - 庶務係、保護係、社会係、調査係、補償第一係、補償第二係
- 婦人児童課
 - 庶務係、福祉係、施設係
- 保険課
 - (別に定める国家公務員をもって組織する係を除く。) 国保係
- 衛生課
 - 庶務係、医事係、薬事係、食品衛生係、環境衛生係

- 予防課
 - 庶務係、衛生統計係、衛生施設係、保健係、結核予防係、防疫係
- 労政課
 - 庶務係、労政係
- 職業安定課
 - (別に定める国家公務員をもって組織する係を除く。) 失業対策係
- 失業保険課
 - 別に定めるところによる。

三 経済部

- 農政課
 - 庶務係、食糧係、協同組合係、農村振興係、農業共済係
- 農業改良課
 - 庶務係、農産係、特産係、普及係、生活改善係、専門技術員室、肥料検査室
- 畜産課
 - 庶務係、生産係、酪農係、有畜営農係、衛生係
- 蚕糸課
 - 庶務係、蚕業係、繭糸係
- 商工課
 - 庶務係、振興係、指導係、通商係
- 地下資源開発局
 - 庶務係、調査開発係
- 観光課
 - 庶務係、観光係、施設係

林務課	庶務係、計画係、造林係、治山保安林係、林産係、普及指導係、林道係、森林経営係
水産課	庶務係、漁政係、指導係、生産係
農地開拓課	庶務係、調整係、農地係、開拓係、経営指導係、建設係
耕地課	庶務係、管理係、土地改良係、災害係、調査干拓係
中海干拓調査局	庶務係、調査係

四 土木部

管理課	庶務係、管理係、災害係
道路課	庶務係、計画係、補修係、改良係、火災復興係
河港課	庶務係、河川係、港湾係
砂防課	庶務係、砂防係、発電係
電源開発局	庶務係、開発係
建築課	庶務係、住宅係、指導係、一般営繕係、学校営繕係

- 3 前項に掲げるもののほか、地方課に西部分室を、農政課及び農地開拓課にそれぞれ中部分室及び西部分室を置く。
- 第七条を次のように改める。
(秘書課の分掌事務)
- 第七条 秘書課においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 知事及び副知事の秘書に関すること
 - 二 位勲及びほう、賞に関すること
 - 三 行幸啓その他皇室に関すること
 - 四 庁中儀式に関すること
- 第八条中総務課の次に、次のように企画公報課を加える。
企画広報課
- 一 県政にかかる総合企画、調査審議及び連絡調整に関すること
- 二 行政効果の調査に関すること
- 三 知事特命事項に関すること
- 四 部長会議に関すること

- 五 知事会議に関すること
- 六 災害対策本部に関すること
- 七 国土総合開発に関すること
- 八 国土調査に関すること
- 九 陳情訴願の処理に関すること
- 十 行政各般の報導宣伝に関すること
- 十一 世論調査及び情報の収集に関すること
- 十二 出版物の調整に関すること
- 十三 国立国会図書館法による県出版物の納本に関すること
- 十四 庁内放送に関すること
- 第九条の見出しを次のように改める。
(厚生労働部各課の分掌事務)
- 第九条中「民生労働部」を「厚生労働部」に改め、保険課の次に、次のように衛生課及び予防課を加える。
- 一 保健衛生の総合企画に関すること

- 二 衛生教育に関すること
- 三 医療法の施行に関すること
- 四 医師法、歯科医師法、診療エックス線技師法、歯科衛生士法、栄養士法及び保健婦、助産婦、看護婦法の施行に関すること
- 五 あんま師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法の施行に関すること
- 六 医療機関の整備に関すること
- 七 医療社会事業に関すること
- 八 死体解剖保存及び胞衣埋没に関すること
- 九 薬事法の施行に関すること
- 十 毒物及び劇物取締法の施行に関すること
- 十一 麻薬取締法の施行に関すること
- 十二 大麻取締法の施行に関すること
- 十三 覚せい剤取締法の施行に関すること
- 十四 医薬品その他衛生資材の生産需給に関すること
- 十五 薬用植物の栽培に関すること

- 十六 食品衛生法の施行に関する事
- 十七 乳肉衛生に関する事
- 十八 と、畜場法及びへい、獣処理場等に関する法律の施行に関する事
- 十九 狂犬病予防法の施行に関する事
- 二十 そ、族昆虫等の駆除に関する事
- 二十一 墓地、埋葬、火葬場等に関する事
- 二十二 理容師、美容師法の施行に関する事
- 二十三 旅館業法、興行場法、公衆浴場法及びクリーニング業法の施行に関する事
- 二十四 温泉法の施行に関する事
- 二十五 保健所、中央病院、衛生研究所及び高等看護学院に関する事
- 予防課
- 一 人口動態調査及び衛生統計調査に関する事
- 二、上水道及び簡易水道に関する事
- 三 下水道に関する事

- 四 清掃法の施行に関する事
- 五 母子衛生及び育成医療に関する事
- 六 優生保護法の施行及び受胎調節に関する事
- 七 精神衛生法の施行及び精神病床の整備に関する事
- 八 栄養改善法の施行に関する事
- 九 歯科衛生に関する事
- 十 結核予防法の施行に関する事
- 十一 結核病床の整備に関する事
- 十二 伝染病予防法の施行に関する事
- 十三 予防接種法の施行に関する事
- 十四 伝染病棟、隔離病舎の整備に関する事
- 十五 検疫に関する事
- 十六 性病予防法の施行に関する事
- 十七 らい、予防法の施行に関する事
- 十八 トラホーム、寄生虫病、地方病及びその他の疾病予防に関する事

- 十九 災害防疫に関する事
- 二十 優生保護相談所、精神衛生相談所及び性病診療所に関する事
- 第十条及び第十一条を次のように改める。
- 第十条及び第十一条 削除
- 第十二条 農政課第十三号中「部内各課」を「部内各課、局」に改める。
- 第十二条中地下資源開発局の次に、次のように観光課を、耕地課の次に、次のように中海干拓調査局を加える。
- 観光課
- 一 観光宣伝に関する事
- 二 観光施設に関する事
- 三 空港整備法の施行に関する事
- 四 国立公園、国定公園、県立公園その他公園及び景園に関する事
- 五 観光事業団体の育成指導に関する事

- 六 その他観光事業の振興に関する事
- 中海干拓調査局
- 一 中海干拓淡水化の調査に関する事
- 二 中海干拓淡水化調査に関する他の関係機関との連絡調整に関する事
- 第十三条 管理課第十号中「部内各課」を「部内各課、局」に改める。
- 第十五条第二項中「、公室長」を削る。
- 第十六条第一項中「公室、」及び「公室長」を削り、同条第二項中「知事室」を「総務部」に改める。
- 第十七条第一号中「公室長及び」を削り、同条第五号中「室の事務」を「部の事務」に改める。
- 第十八条中「公室長又は」を削る。
- 第五十九条中「係、」の下に「部、」を加える。
- 第六十条第一項中「係に係長を、」の下に「部に部長を、」を加える。
- 第八十三条中「県村、大高村、」を「伯仙町、」に

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火金

改める。

第八十七条の三の次に次の一条を加え、第八十七条の四を第八十七条の五とし、以下第八十七条の十二まで順次一条ずつ繰り下げる。

(大阪事務所の内部組織)

第八十七条の四 大阪事務所に農産物あつ、旋部を置く。

第八十七条の八中「岩美郡宇倍野村」を「岩美郡国府町」に、「岩美郡のうち宇倍野村、大成村、」を「岩美郡のうち国府町、」に、「西伯郡大高村」を「西伯郡伯仙町」に、「大高村、」を「伯仙町、」に改め、「」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発 行 所

鳥取県鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町

鳥 取 県

刷 印

刷 所

鳥 取 県